

委員会の体制整備に伴う所管法令の改正について

平成 29 年度における個人情報保護委員会の体制整備を図るため、次の所管法令について所要の改正を行うもの。

1. 政令

○個人情報保護委員会事務局組織令の一部改正【別紙参照】

事務局次長 1 人を新設し、事務局に置かれる参事官を 2 人から 3 人と増員する改正を行うものである。

(予定) 閣議：平成 29 年 3 月 24 日

公布：平成 29 年 3 月 31 日

施行：平成 29 年 4 月 1 日

政令第 号

個人情報保護委員会事務局組織令の一部を改正する政令

内閣は、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第六十三条第三項及び第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

個人情報保護委員会事務局組織令（平成二十七年政令第四百三十四号）の一部を次のように改正する。

第三条を第四条とし、第二条を第三条とする。

第一条中「二人」を「三人」に改め、同条を第二条とし、同条の前に次の一条を加える。

（次長）

第一条 個人情報保護委員会の事務局に、次長一人を置く。

2 次長は、事務局長を助け、事務局の事務を整理する。

附 則

（施行期日）

1 この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。

（個人情報保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令の一部改正）

2 個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十八年政令第三百二十四号）の一部を次のように改正する。

第六条のうち、個人情報保護委員会事務局組織令第二条第十八号の改正規定中「第二条第十八号」を「第三条第十八号」に改め、同令第三条の改正規定中「第三条」を「第四条」に改める。

（行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令の一部改正）

3 行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十九年政令第十九号）の一部を次のように改正する。

第四条のうち個人情報保護委員会事務局組織令第三条第二号の改正規定中「第三条第二号」を「第四条第二号」に改める。